

令和3年度女性活躍推進環境整備補助金にかかる Q&A

【職場環境整備に関する質問】

Q1 トイレや更衣室の環境整備が対象になるということだが、男性用も女性用も補助金の対象となるか。

A この補助金は、女性活躍推進を趣旨としているため、基本的には女性用トイレや女性用更衣室を整備するための費用が対象となります。そのため、男性用の施設整備は対象とはなりません。

しかしながら、女性用トイレを新設するために既存の男性用トイレの解体工事が必要な場合など、女性用の設備を整備するために必要不可欠なものは、申請する費用に含めることができます。

また、女性用トイレと男性用トイレを同時に改修する場合、仕切り壁など、男性用トイレと共有する部分の改修費用に関しては、事例ごとに判断することになります。

* 共有部分の取扱：仕切りの壁面は補助対象に含む。合併浄化槽の設置は補助対象に含まない。

Q2 自宅兼事務所で女性用トイレを新設したいが、補助金の対象となるか。

A 自宅兼事務所の場合、職場環境の改善を意図した整備であっても、その環境が業務用に限定されないため、当該補助金の対象とはなりません。

Q3 女性用トイレを和式（汲み取り式）から、洋式（合併浄化槽）にしたいが、補助金の対象となるか。

A 女性用のトイレや更衣室等については既存の設備がない、新規の整備を補助対象としているため、当該補助金の対象とはなりません。

また合併浄化槽は、事務所のトイレ整備であったとしても、用途が女性用トイレに限定されないため、当該補助金の対象とはなりません。

<補足>

既存の女性用トイレが古いため、改修し環境整備を図りたいという相談が多くありますが、県内中小事業所においては、女性用のトイレが未だ整備されていないところも多いため、女性用のトイレや更衣室等については既存の設備がない、新規の整備を補助対象としています。

Q4 現在道具置き場に使用している部屋を作業場にして、新たに空調設備を整備するなど働きやすい環境としたい。こうした費用は補助金の対象になるか。

A 男女が共に働く作業場の職場環境整備（作業場の拡張や空調設備など）である場合、その環境が女性用に限定されないため、当該補助金の対象とはなりません。

【テレワーク等環境整備に関する質問】

Q5 女性の在宅勤務用にノートパソコンを購入したいが、この補助金の対象となるか。

A 新規にテレワーク環境を整備する場合でも、対象となるか個別に判断することになります。
また、あくまでも在宅用として事業者が管理する PC で、自宅用の PC は対象となりません。
以下の例示も参考にして下さい。

【対象となるケース】

- ・職場のデスクトップ PC が持ち出せないため、女性の在宅勤務用にノート PC とソフトウェアを揃えたい。
⇒現行使用されている PC のスペックと同程度品を在宅勤務用に揃える場合、対象となります。
- ・現在職場にノート PC が 1 台あるが、会社の経理データ等重要なものが入っており持ち出し不可。
そのため、女性の在宅勤務用として新たにノート PC を 1 台購入したい。
⇒ノート PC が持ち出せないため、新たに女性の在宅勤務用にノート PC を購入する場合は対象となります。

【対象とならないケース】

- ・現在職場にあるノート PC をテレワークで使用しているが、型が古いので機器を更新したい。
⇒すでにテレワーク環境がある場合、対象となりません。
対象となるのは、女性用のテレワーク環境を新たに整備する場合となります。

Q6 女性用のテレワーク環境整備を行った場合、実績報告などを求められるのか。

A 環境整備後の実績を一定期間報告していただきます。
勤務実績や在宅勤務届など、事業者側でテレワーク勤務を管理するツールを定めて、導入以降 6 カ月分の実績を報告していただきます。
なお、整備されたテレワーク環境が有効活用されるよう、事業所内で週 1 回以上テレワーク勤務を実施できるようお願いいたします。

Q7 ソフトのライセンス使用料やハードのレンタル料は補助金の対象となるか？

A 本補助金は、ソフトやハードを財産（備品）として購入することを対象としているため、使用期限を定めるライセンス使用料やレンタル料は補助の対象となりません。

【その他の質問】

Q8 別の補助金と併用できるのか。

A 国の交付金事業や、県庁の他課所管による補助金事業、市町の補助金事業と併用して当該補助金に申請することはできません。また、当該補助金は、これまでに活用実績のある事業者が再応募することはできませんので、ご注意ください。

Q9 消費税額は補助対象になるのか？

A 事業所がとられている課税形態で消費税額の取扱いに違いがあります。

本則課税：補助金申請の際に、消費税額を予め除外して申請していただきます。

簡易課税：補助金申請の際に、消費税額を含めた額で申請していただきます。

Q10 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届け出が要件になっているが、300人以下の事業所でも必要になるのか。

A 法令上、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主について、一般事業主行動計画の策定や届け出が義務とされており、300人以下事業主については努力義務とされています。

しかしながら、当該補助金は女性活躍推進を趣旨としており、自社の女性の活躍に関する状況把握や課題分析の結果を勘案して行動計画を策定し、取り組みの実施や点検・評価していただくなど、女性の職業生活における活躍を推進するため、要件のひとつとしています。